

【資料紹介】

翻刻 内務省「警保委員会特別委員会 議事録」(二)

久保健助

- I はじめに
- II 凡例
- III 翻刻(第1回～第2回分)以上本誌29号掲載
- IV 翻刻(第3回～第4回分)本号掲載
(第5回～第8回分)
- V 解題

IV 翻刻(第3回～第4回分)

【25頁は中扉】¹⁾

警保委員会第三回特別委員会議事録

【以下26頁】

警保委員会第三回特別委員会議事録

- 一. 開会日時 [昭和二年]²⁾十二月二十二日午後一時三十分
- 二. 開会ノ場所 内務大臣官邸
- 三. 出席委員³⁾ 小松委員長、花井、藤村、横山、泉二、永田、美濃部、山岡ノ各委員
山岡委員中途ヨリ出席

1) 前号掲載の本稿(一)75頁の「中表紙」という表記は「中扉」に訂正する。

2) 前号掲載の本稿(一)75頁、第二回特別委員会の「開会日時」中「昭和二年」は「[昭和二年]」に訂正する。

四. 議事

- 委員長 保証金制度及掲載事項ノ制限ヲ議題ニスヘシ
- 花井委員 保証金ハ撤廃シテ可ナリト思フ
- 土屋幹事〔前号 76 頁参照〕 特許局ニ於テ新聞紙ノ題号ヲ商標トシテ登録シアルノ例ヲ説明ス、各委【 】員ヨリ其ノ実例ヲ配付〔ママ〕セラレ度旨ノ希望アリ
- 委員長 保証金問題ハ一段落トシ掲載事項ノ制限ニツキ意見ヲ承リ度シ
- 花井委員 発売頒布禁止処分ニ対シ行政訴訟ヲ認ムル考アリヤ否ヤ、行政訴訟ニ於テ禁止処分カ取消サレタルトキ之ニ損害賠償ヲ為ス制度ヲ認ムル考アリヤ否

3) 1927 年に至る各委員の略歴については、前号掲載本稿(一)の註 8 以下に紹介したが、便宜のためここに再掲する。

泉二 新熊(モトジ シングマ)。1876~1947。大審院判事、司法省行刑局長を経て、1927 年刑法改正原案起草委員主査委員。『日本近現代人名事典』(吉川弘文館、2001 年)による。

金森徳次郎(カナモリ トクジロウ)。1886~1959。大蔵省を経て 1914 年内閣法制局。前出『日本近現代人名事典』及び『日本近現代人物履歴事典』(東京大学出版会、2002 年)による。

小松謙次郎(コマツ ケンジロウ)。1864~1932。司法省から逓信省。電信電話普及に尽力。次官を経て退官。1912 年より貴族院議員(勅選)、1924 年清浦内閣の鉄道大臣。『日本人名大辞典』(講談社、2001 年)による。

花井卓蔵(ハナイ タクゾウ)。1868~1931。東京弁護士会会長、衆議院副議長等を経て、1922 年より貴族院議員(勅選)。前出『日本人名大辞典』及び『日本近現代人名事典』による。

藤村義朗(フジムラ ヨシロウ)。1871~1933。男爵。三井物産勤務後、1918 年より貴族院議員。1924 年清浦内閣の逓信大臣。前出『日本人名大辞典』及び『20 世紀日本人名事典』(日外アソシエーツ、2004 年)による。

岡田忠彦(オカダ タダヒコ)。1878~1958。内務省警保局長を経て、退官後 1924 年より衆議院議員。1927 年政友会総務。前出『日本人名大辞典』『日本近現代人名事典』及び『20 世紀日本人名事典』による。

永田新之允(ナガタ シンジョウ)。1871~1971。読売新聞編集局長、日本雑誌協会幹事長等を経て、1924 年より衆議院議員。『岩国市史』(岩国市史編纂員会、1971 年)による。

横山勝太郎(ヨコヤマ カツタロウ)。1877~1931。弁護士。1917 年より衆議院議員。1926 東京弁護士会会長。1927 年民政党幹事。前出『日本人名大辞典』及び『20 世紀日本人名事典』による。

美濃部達吉(ミノベ タツキチ)。1873~1948。内務省を経て、1902 年より東京帝国大学教授。1927 年まで東京帝国大学法学部長。前出『日本近現代人名事典』による。

ヤ

○土屋幹事 行政訴訟ヲ許ス考ハ目下ノ所内務省トシテハ之ヲ有セス、違法ノ発売頒布禁止処分ニ対シテ損害賠償ヲ為スヤノ問題ハ一般ノニ国家ノ賠償問題カ解決セサル以上本問題ニツイテノミ单独ニ之ヲ制定スルノ意思ナシ

○花井委員【以下 27 頁】 段々政治ノ状態モ変リ政党ノカカ行政ニ及ヒ来リ内閣カ代レハ出版物ノ取締方針ニモ影響スルニ至リタル以上ハ時ニ処分ニ無理アルナキヲ保シ難シ、然ルニ此ノ処分ニ対シ行政訴訟又ハ損害賠償ノ制度ヲ認メスト云フハ当ヲ欠クニアラス [ヤ (加筆久保)]

○美濃部委員 茲ニハ出版物掲載事項ノ制限ノミヲ論シ之ニ対スル救済ノ問題ハ後ニ論シタシ尚本件ニ関シテハ曩ニ政府カ第五十二議會ニ提出シタル出版物法案ヲ基礎トシテ研究スルヲ便宜ト思フカ如何

○花井委員 賛成

○美濃部委員 第一ニ問題トナルハ第二十五条ノ第一号ト第二号トナルカ皇室ノ尊嚴ヲ【 】冒瀆スル事項、国体ヲ変革セムトスル事項ヲ掲載スヘカラサル事ハ何人モ異論ナキトコロナルヘシ、第三号ニ関シテハ規定ノ趣旨全然不明ナリ、憲法上ノ政治組織ノ大綱ハ不法ニ変革スル事項ヲ掲載スヘカラスト云フト雖不法ニ変革スル事ハ即犯罪トナルヘキヲ以テ此ノ点ニ関シテハ特ニ規定ヲ為サスト雖第五号ノ犯罪ヲ煽動云々ノ条項ニテ足ルヘク又私有財産制度ヤ憲法上ノ政治組織ノ大綱ノ利害得失ニツキ論スル事ヲ得スト云ウナラハ之ハ言論ノ自由ニ任スヘキ事項ニ対スル不当ノ圧迫トナルヘシ、イギリスニ於テ斯ノ如キ事項ニ関スル言論カ如何ニ自由ナルカハ判決例ニ表ハルルトコロナルカ我国ニ於テハ英国トハ多少異ルトコロアルヲ以テ国体ヲ変革セムトスル事項ハ言論ノ自由ニ一任スヘキニアラスト雖其ノ他ノ事項ナラハ貴族院枢密院制度ノ是非、政党政治、立憲政治ノ得失ニ関スル言論等何レモ法律ノ規定ヲ以テ之ニ干渉スヘキモノニアラサルヘシ【以下 28 頁】 第三号ハ削除スヘキモノナリ、第二ニ個人ノ名誉ハ財産自由等ト同様ニ之ヲ保護スヘキモノナルニ不拘現行法ハ之カ保護ニ関スル規定ヲ刑法ノミニ止メテ新聞紙法ニハ何等ノ規定ヲナスコトナシ、新聞紙ニヨル名誉毀損ハ特ニ之ニヨリテ及ス迷惑甚シキモノナルヲ以テ之カ保護取締ニ関シテハ特別規定ヲ新聞紙法中ニ設クル事必要ナルヘシ、名誉ニ関スル事項ヲ出版物ニ掲載スヘシ、又ハ掲載セサルヘシ等ノ言辞ヲ用ヒテ他人ヲ脅迫スル者モ亦之ヲ取締ル必要アリ、第三

ニ法案第二十八条乃至第三十一条ニ規定スル行政官庁ノ掲載差止権ハ政府案ヨリモ狭クシタシ、殊ニ第二十八条ハ内務大臣ニ従来ナカリシ記事差止権限ヲ新ニ付与セムトスルモノニシテ改悪ナリ、従来内務大臣カ事実上ノ便宜処分トシテ記事差止ヲナシ居ルカ之ハ法制上何等ノ根拠ナキ不都合ノ処置ナルニ法案之ヲ法律上公認セムトスルモノニシテ行政官庁ノ自由ニ新聞記事ヲ制限スル【 】事ニナルヲ以テ反対ナリ、外交軍事ノ機密ニ関スル事項ノ如キモ戦時其ノ他特別ノ場合ニハ緊急勅令等ノ方法ニヨリテ之カ掲載ヲ禁止スレハ足ルヘシ、予審判紙〔事〕又ハ検事ノ記事差止権ニ関スル規定モ之ヲ廃止スルトモ大シタ弊害ハナカルヘシ

○花井委員 美濃部委員ハ法案第二十七条乃至第三十一条ヲ全廢セムトスルモノナリヤ

○美濃部委員 然リ、掲載事項ノ制限ハ一々法律ヲ以テ明白ニ規定スルコト、ナシ法ノ範圍ヲ逸脱シテ行政官庁カ自由ニ之ヲ差止ムル事ハ全廢スル主義ニ改メタシ

○藤村委員 【以下 29 頁】個人ノ名誉ニヨリ一層保護スル事ハ誠ニ必要ト信スルカ此ノ点ニ関シ外国ニ其ノ立法例アリヤ

○土屋幹事 例之イギリスノ如キハ殆トスヘテカ個人ノ名誉保護ニ関スル規定ニシテ標題カ既ニ新聞紙誹毀及登記法ト云フ

○花井委員 第二十五条第三号ノ意味即憲法上ノ政治組織ノ大綱トハ如何ナル意味ナリヤ

○土屋幹事 第五十二議會政府委員説明資料ニヨリテ説明ス（別紙附録参照）〔本稿 13 頁〕

○永田委員 前議會ニ於ケル出版物法案審議ノ際第二十五条ハ最モ議論ノ焦点トナリ【 】タル条項ナリ、第二号ニ所謂国体ノ変革トハ当時ノ政府委員ノ説明ニ依レハ結局立憲君主国体ヲ変革セムトスル事項ト云フニ帰シタルカ如シ、第三号ハ最モ曖昧ナリ、例之兩院制度ハ政治組織ノ大綱ニ属スルヤ果シテ然リトセハ貴族院ヲ廢止シテ一院制トナス議論ハ本号ニ該当スルヤ等ノ疑問アリ、私有財産ノ否認ト云ヘハ結局共產主義ノ宣伝ト云フニ同シト説明スル等曖昧ヲ免レサリキ

○花井委員 私有財産制度ノ否定トハ如何ナル意味ナルヤ

○土屋幹事 前議會政府委員説明資料ニヨリテ説明ス（別紙附録参照）〔本稿 15 頁〕

- 花井委員 両院制度枢密院ノ廃止ヲ論スルハ政体ノ変革トナルヤ【以下 30 頁】
- 土屋幹事 廃止ノ手段方法カ不法ニナラサル限り不法変革トハナラサルヘシ
- 花井委員 不法ノ解釈ニツキ実例ヲ挙ケテ解説セラレ度シ
- 土屋幹事 変革ノ手段カ違法ナルカ又ハ目的カ違法ナル場合ヲ云フ、故ニ変革ノ手段方法ニシテ違法ナル場合ハ勿論手段方法ノ如何ヲ問ハス觀念上変革ノ認めラレサルモノニアリテハ仮令合法的手段ニ依ルコトヲ表示シ又ハ表示セサル場合ト雖不法トナル
- 花井委員 唯今ノ説明ハ徒ラニ文章ヲ羅列スルニ過キスシテ内容ハ具体的明瞭ニアラス、如何ナル事例カ不法ノ変革ニナルヤ、例ヲ挙ケテ説明セラレ度シ【 】
- 土屋幹事 憲法改正発案権、兵馬統率 [ママ] 権、立法権等ノ所在ヲ動かサムトスルハ手段方法ノ如何ヲ問ワス不法変革トナル
- 花井委員 如何ナル手段カ不法ナルカ、実例ニツキ説明セラレ度シ
- 土屋幹事 本資料ニヨリテハ其ノ点ニ付之以上ノ説明ヲ為スコトヲ得ス
- 永田委員 前議會ニ於ケル政府委員ノ説明ニ不法トハ要スルニ暴力トノ意味ナリキ、演説、運動、陳情、建白等ノ手段ハ不法トハ云ヘストノ説明ナリキ
- 花井委員 合法不法ノ説明ハ暴力ヲ用フルト否トニ在ルカ如キモ弊害ノ波及スル点【以下 31 頁】ヨリ見レハ数名数名ノ暴力ヨリモ新聞紙ノ如ク筆ノ力ノ方カ大ナルモノアリ、暴力ヲ標準トスル事ハ不可ナリ、尚不法ナル手段ノ意義ニ付テハ判例ヲ調査セラレ度、朝憲案乱安寧秩序等ノ解釈ニ付テ従来ノ判例ハ多少区々ニ流レ居リ知名ノ士ニシテ私有財産否認ニ関スル文章ヲ掲ケテ処罰セラレタル者モアリタレト之等ハ何レモ敢テ暴力ヲ用ヒムトシタルニアラス、単ナル学問的研究ニ過キサリシ感アリ、故ニ第三号ノ如キ条文カ必要ナリトセハ面倒テモ言葉ヲ尽シテ明瞭ニ書ク必要アルヘシ、美濃部委員説第二点ニ賛成ス、第三点ニツキテハ尚研究ヲ重ネタシ、全然削除スル事ハ如何ニヤ
- 土屋幹事 只今問題ノ法案第二十五条ハ解釈上曖昧ニシテ弊害ヲ伴フカ故ニ、ヨリ一層限定ニスヘストノ御意見ナルカ之ニ付テハ總會ノ際山岡委員ヨリ説【 】明シタルカ如クアマリニ限定スル時ハ屢々改正スルニ非サレハ社会ノ實際ニ適合セサルニ至ルヘク寧ろ弾力性アル包括的規定ヲ為ス可トスルコトナキヤ既往十年間ノ言論取締ノ標準ノ變遷ニ付テハ後日其ノ実例ヲ配布スヘキモ社会主義ノ論議ノ如キ十年前ニハ禁止制限シタルモ今日ハ甚シク矯激ニアラサ

ル限り殆ト不問ニ付シ居レリ、

之等カ法律ノ改正ヲマタサルモ運用ニ依リ適當ニ解決シ得タルコトハ概括的規定ノ為ナリト思フ

○美濃部委員 只今ノ説明ハ山岡委員モ嘗テ述ヘラレタルカ現行法ノ如キ弾力の規定ハ行政処分ニ関スル規定ノミナラハ弾力的トスルモ行政権ニヨル認定ノ範囲カ広汎ニ失スト云フニ過キス、行政権認定ノ範囲カ広汎ニ失スルコトハソレ自体ニ於テハ好マシカラサルモ行政訴訟等適當ノ救済方法ヲ講ス【以下 32 頁】ルニ於テハ著シキ弊害ハナカルヘシ、然ルニ出版物法案ニヨル掲載禁止規定ハ同時ニ之ニ反スル場合ニ対スル刑罰規定ナルヲ以テ禁止事項ヲ掲載スルモノハ同時ニ刑罰ニ処セラル、コト、ナル、違法ノ事項ヲ掲載シテ出版スルハ違法ノ出版ナルヲ以テ犯罪トナルハ当然ナリ、然ルニ当局ノ主観的判断ノミニヨリテ処断セラレ何等客観的標準ノ判断ノ資料トスルニ足ルモノナク裁判ニヨリテ初メテ明瞭トナルカ如キハ今陥穿ニ陥ル、モノナリ、刑罰法令ナル以上ハ制限ヲ明瞭ニスル事必要ナリ、弾力性規定ヲ利益ナリトスル説ハ一応尤モナルモ賛成シ難シ、イギリスニ於テ言論ノ取締カ如何ニ寛大ナルカハ配付資料中ニモ其ノ例ヲ挙ケタルモノアルカ我国ニテモイギリスノ如キ標準ニヨリタリト思フ、我国体上皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆スル事項、国体ヲ変革セムトスル事項等ニツイテハ例外トシテ嚴重ニ取締ル必要アルヘキモ其ノ他ノ事項ニツイテハ可及的寛大ニ【 】シタシ、尚第二十五条第三号ニ対スル説明ヲ聞クニ主トシテ革命ノ煽動ノ類ヲ取締ラムトスルモノ、如キカソレハ犯罪ノ煽動ニ包含セラル、ト思フ、犯罪ノ煽動以外ニ第三号ノ如キ規定ヲ設クルハ裁判所ノ解釈ニヨツテ言論ノ制限ヲ広クスルコト、ナルヘシ

○泉二委員 出版物法案第二十五条ノ規定ハ現行新聞紙法第四十一条第四十二条ニ規定セラル、事項ニシテ現行法ハ法案ヨリモ包括的ナル為一層嚴重ナリト云フヘク余リニ抽象的ニシテ不安ナルニツキ具体的ニ規定セムトシタルモノカ改正法案ナレトモ之ヲ作成シタ暁ニ於テハ如何ニモ目立ツヤウニ見受ケラル、改正法案ハ掲載制限事項ニ反スルトキハ行政処分ノ原因トナルト同時ニ刑罰ニ触ル、構成ナルカ、刑罰規定ニ関スル問題ハ後ニ詳論スルトシテ之ハ嘗テ説明アリシ如ク刑法ニ讓ルヲ可ト信ス、然ル時ハ出【以下 33 頁】版法規ニ残サル、ハ行政法の規定ノミトナルヲ以テ之ハ包括的規定ニテ足ルヘシ、刑法規定モ出版法規ニ規定スル必要アリトスレハ名譽ニ関スルモノ其ノ他一々具体的ニ規定スヘキモノナルモ之

ハ刑法ニ譲ルヘキモノナリ、行政系統ノ取締法規ノミナラハ漠然タル規定ニテ可ナルヘシ、出版自由ニ付テモイギリスハ我国ト異リ国民カヨリ訓練サレ居ルカ故ニ極端ニ自由ヲ認ムルモ弊ナカルヘキモ之ハイギリス特有ノ現象ニシテ他國カ其ノ儘踏襲スヘキモノニアラス、現ニ欧州大陸諸國ニテモ相当嚴重ノ規定ヲ為シ居ルモノアリ、我国ノ現状ノ如キ過渡時代ニ在ル国情ニテハ相当程度ノ取締ヲ為ス必要アリト思フ、思慮分別ノ成熟セル人ニ対シテハ自由ヲ認メテ差支ナキモ年少者ニ付テハ之ヲ濫用シテ不法手段ニヨルニ至リ遂ニハ刑罰ニ処セラルルコト、ナリテ自由カ却テ陥穽ニ等シクナルノ虞ナキヤヲ保シ難シ、法第二十五条第三号カ其ノママニテヨキヤ【 】否ヤハ研究ヲ要スヘキモ今日直ニイギリスノ如クニマテ自由ニ解放スルコトハ一層慎重ノ考慮ヲ要スヘキ問題ナルヘシ、又法第二十六条ニ関シテハ實際問題トシテ公判開廷以前ニ於テ訴訟ノ内容カ新聞紙上ニ公開セラル、トセハ公判ニ至リテハ事実トシテ認メラレサル事項マテモ世間カラハ事実ナルカ如ク誤解セラレテ被告人ノ被ル迷惑少カラサルヘク殊ニ陪審制度実施後ハ陪審員ニ予斷ヲ抱カシムル危険モアリテ公判前ニ記事ヲ差止ムルコトハ司法当局トシテノ立場ハ勿論刑事訴訟当事者ノ名誉ノ為ニモ必要ナルヘシ、寧ロイタリー、ドイツノ如ク進テ判決言渡前ノ訴訟事項ハ掲載ヲ禁止スルコロマテモ進ミ度シ

○花井委員 美濃部委員ノ説ニハ賛否ヲ留保シタル上ニテ第一点ニ対スル修正意見ヲ提出シタシ、即法案第二十五条第三号ノ文字ヲ現行法通り(朝憲案乱)ニシ【以下 34 頁】タシ、朝憲案乱ノ文字モ曖昧ナレトモ其ノ規定カ如何ナル事項ヲ指スヤハ既ニ裁判例ニヨリテ一定ノ解釈カ下サレ居レハナリ

○美濃部委員 然ラハ第二号ヲモ含マセテ朝憲ヲ案乱スル事項トシテハ如何

○花井委員 朝憲ヲ案乱スニテ可ナラム、第二号ヲ包含セシムルハ反対ナリ、現行法ノ政体変改ノ文字カ法案ノ国体変革ニ該当スルモノナルニヨリ之ハ別個ノモノニシタシ

○美濃部委員 国体変革ヲ除イテ何か朝憲案乱アリヤ

○委員長 当局ノ意思ハ現行法通りニセムトスルモノナリヤ

○土屋幹事 【 】必スシモ現行法ノ文字ヲ用フルノ要ナシ、安寧秩序風俗ノミニテ曖昧ナラハ之ニ類似スル文字ヲ用フルモヨカルヘシ

○委員長 法案カ列記主義ヲ採リテ第二十五条其ノ他ノ規定ヲ設ケタルハ従来処分法規ノミナリシヲ掲載事項制限法規ト処分法規トニ分チテ注〔法〕文ノ整理ヲ

ナスノ趣旨ナリヤ

○土屋幹事 然ルモノモアリ、又根本的ニ改正シタル事項モアリ、第二十五条第一号乃至第三号ノ如キハ単純ナル法文ノ整理ノミニモアラス、司法処分ノ点ヨリ見レハ法文整理ニ近キモ、行政処分ノ点ヨリ見レハ法文ノ整理ノミニアラス

○泉二委員 【以下 35 頁】 刑罰規定ヲ伴フトスレハ現行法ノ如ク曖昧ナルハ不可ナルモ刑罰ヲ科セサルトスレハ現行法ノ儘ニテ可ナラスヤ

○美濃部委員 出版法院テモ設ケテ行政処分ニ対スル救済方法ヲ講スルナラハ格別今日ノ如ク行政処分カ以テ絶対的ニ発売頒布ヲ禁止スルナラハ漠然タル規定ハ不可ナルヘシ

○泉二委員 法案第二十五条ハ行政処分ト司法処分ト両者ニ関連シテ研究スルニ非サレハ決シ難シ

○美濃部委員 行政処分ノ範囲ト司法処分ノ範囲トハ広狭一致セサルヲ可トス

○花井委員 【 】 刑罰ノ伴ハサル行政処分ノ規定アリヤ

○土屋幹事 刑罰ノ伴ハサル行政処分ノ規定ナシ

○花井委員 罰則モ法案第二十五条ニテハ軍事外交ノ機密ニ関スル事項並第七号ヲ除ク外ハ現行法ニテ充分ナリト思ウカ故ニ極論スレハ第二十五条ハ之ヲ削ルモ可ナラムモ刑罰規定トシテニアラス新聞社新聞記者ノ遵守スヘキ教科書ノ準則トシテ列記スルモ妨ナカラム

○美濃部委員 第五十二議会提出ノ出版物法案ハ行政処分ト司法処分トニ関スル規定ヲ包括シ然モ両者ノ範囲ヲ全然一致セシメ居レトモ此ノ範囲ハ區別スル要アリト思フ【以下 36 頁】

○土屋幹事 現在ノ法ノ運用ノ実況ニテハ行政処分ヲ為シタルモノスヘテカ司法処分ヲ受クルモノニアラス、其ノ一部分ノミヲ処罰シ居レリ

○美濃部委員 現行法ニテハ然ラムモ改正法案トナレハ両者ノ範囲ハ一致スルニアラスヤ

○土屋幹事 現在ニテモ法制上ハ両処分ノ範囲ハ同一ナリ、只出版法ニ依ル出版物ニアリテハ単純ナル安寧秩序ヲ紊スモノハ之ヲ罰セス新聞紙法ニアリテハ全然同一ナリ

○美濃部委員 安寧秩序ノ紊乱ニ付キ刑罰規定ト行政規定ト同一文字ヲ用フレトモ其ノ【 】 意義同一ナリヤ否ヤハ問題ナリ、刑罰ヲ科スル安寧秩序紊乱ハ其ノ

程度重ク単ニ行政処分ニ止マルモノハ其ノ程度輕キニアラスヤ

○土屋幹事 発売頒布禁止ノ原因タル安寧秩序紊乱中ニハ政体変改モ国体変革モ包含スレトモ罰則ニ所謂安寧秩序紊乱中ヨリ之ヲ除キ別個ノ条項トセリ

○美濃部委員 刑罰規定テハ其ノ程度重ク行政規定テハソノ程度輕シト思フカ如何、明治三十年頃ノ法律ニテハ禁止事項ニ該当スルモノハ總テ処罰スヘシトナシタル事アリ、現行法ハ之ヲ改正シタルモノナレハ兩者ニツキ仮令同一ノ文字ヲ用フルモ其ノ程度ヲ異ニスルハ理由アリト思フ

○泉二委員 法案第二十五条ノ違反ニ基ク処罰規定ヲ刑法ニ移譲スルトセハ法案第四【以下 37 頁】十六条乃至第四十九条前段ノ規定ハ削ラレル事トナルヘシ、行政処分規定トシテハ第二十五条ハ残スモ可ナリ、之ヲ削ツテ第三十三条ト併合セシムルモ可ナリ、要スルニ第二十五条違反ニ対スル罰則ヲ刑法ニ譲ルカ否カニ依テ決スヘキモノナルヲ以テ結局改正要目第十号ニ対スル決定ノ結果ニヨリテ如何様ニモ定マルヘキモノナラム

○横山委員 第二十五条ヲ廃止スルトセハ掲載制限ハトウナルカ

○花井委員 廃止スルニアラス刑法ニ移譲シタシ

○横山委員 然ラハ同条各号ニ該当スル事実ハ掲載シテモ差支ナキヤ

○花井委員 【 】第二十五条各号ノ規定ノ内容ハ第四号第七号ヲ除ケハ現行刑法ニ該当スヘク第四号第七号ト雖其ノ大部分ハ刑法上ノ犯罪トナル、何レモ刑法系統ノ犯罪ナルヲ以テ之ニ移シテ可ナリ、第二十五条ヲ存置スルトセハ新聞紙ノ守ルヘキ倫理的教訓的規定トシテ之ヲ残スモ差支ナカルヘシ、第三十三条ト関連スレハ之ヲ存セサルヘカラサル結果トナル

○横山委員 第二十五条ヲ刑罰法規トシテ一般刑法ニ移スハ可ナルモノ之ヲ全部削ルトスレハ同条各号ノ事項ト雖掲載シテ差支ナシト誤認サレ易キカ故ニ同条ハ之ヲ存続スルヲ可トス、掲載制限事項ニ関スル規定ヲ限定ニスルノ要ハ刑事被告人又ハ弁護士タリシコトノアル者ノ等シク希望スルトコロニシテ常ニ法文ノ運用上動揺ヲ来スコトハ宜シカラス、判決例ト雖確定的ノモノニアラス、為ニ言論ノ自由ヲ尊重スル上ニ於テ常ニ不安定ナリ【以下 38 頁】ト云フ事カ法律改正論ノ起リタル原因ナレハ条文ヲ如何ニ整理スルカノ問題ハ第二段トシテ現行法規定ノ精神ヲ法案ノ趣旨ニヨリ具体的ニ規定シ責任ノ限度ヲ明瞭ニスル事カ沿革ニ照シ適當ナルヘシ、個人ノ名譽ヲ重ニスル事結構ナリ、其ノ多クハ第二十五条第五号

第七号ニ該当スヘシ名誉毀損ノ個人同志ノ間ニ於テ行ハレタルモノハ容易ニ解決シ得ルモ新聞雑誌ニヨリテ行ハレタルモノハ解決困難ナリ、刑法上親告罪ナルカ為ニ社会上重要ノ地位ヲ占ムル人ハ名誉ヲ毀損セラル、モ告訴スル事ハ憚リ告訴ナケレハ処罰スル事ヲ得サル関係上下級警察官等ハ告訴ヲ強要スルニ至ル等親告ナルカ為ニ生スル弊害少ナカラサルモノアリ、仍テ新聞紙ニヨリテ行ワレタル名誉毀損罪ハ重大ナル場合ニ於テハ告訴ヲ待タス検事ニ於テ起訴シ得ル事ニスルコト必要ナルヘシ

○土屋幹事 【 】第二十五条ノ違反ニ対スル刑罰規定ヲ刑法ニ譲ルモ可ナルモ此ノ問題ニツイテハ泉二委員ノ御意見ノ通り罰則ノ所テ御研究アリタシ、茲ニハ記事ノ制限並ニ発売頒布禁止ノ原因トシテ列記主義ニヨルカ包括主義ニヨルカニ限局シテ御考ヘアリ度シ

○永田委員 賛成、列記主義ハ横山委員ノ説ノ如ク永年社会ノ世論ニテモアリタリ、反対説モ相当理由アルヘシト雖、列記主義ニ賛成ス、刑罰規定ヲ刑法ニ移譲スルトシテ目下刑法改正ノ研究中ノ由ナルカ刑法ノ改正ト進行ヲ伴ニスルトセハ其ノ為ニ出版法ノ改正カ遅延スルコトナキヤ

○花井委員 遅レルヤ否ヤハ確言シ難キモ恐ラクハ遅レルコト、思フ、名誉毀損ニ関スル事項ハ今日既ニ刑法ノ規定スルトコロナルノミナラス第二十五条第一号第二【以下 39 頁】号第三号ノ如キハ現行刑法ニテ充分処分スルコトヲ得ヘシ、寧ロスノ如キ重大ナル犯罪ニツキ刑法カ有意犯ナリトナスニ拘ハラス新聞紙法アルカ為ニ刑法ノ精神ヲ枉ケテ無意犯トスルハ不都合ナリト思フ

○藤村委員 掲載事項ノ制限ニ関スル法案第二十五条ノ規定ハ現行新聞紙法ノ各条ヲ纏メタルニ過キス兩者大差ナシト思フカ如何

○土屋幹事 其ノ異ル点少ナシ

○山岡委員 改正案ハ現行法ヲ基礎トシタルモノナレトモ其ノ包容スル範囲ハ現行法ト多少異ナル、現行法ニヨル安寧秩序ハ一切ヲ包含シテ余ストコロナキモ改正法案第二十五条ノ列記事項ハ安寧秩序ノ全部ヲ包含セサルト一面安【 】寧秩序紊乱ニ該当セサル事項ニテモ列挙事項ニ該当スレハ処分ヲ受クルコト、ナリ兩者其ノ範囲ヲ一ニセス、現行法ナラハ社会ノ変遷ニ応シテ解釈ニヨツテ変化スルコトヲ得ヘシ、発売頒布ノ禁止ハ物ニ違法性アルカ故ニ之ヲ為スモノナルモ、物ニ違法性アリトスルモ直ニ犯罪トスルノ要ナルヘシ、処罰規定ハ厳正トスル必

要アルモ禁止規定ハ寛ニシテ置ク事必要ナリ、刑事犯処罰規定ハ之ヲ刑法ニ移スコト適當ナルヘシ、而シテ出版法ニハ警察犯処罰規定ノミヲ規定スルコト、スヘシ、刑法改正マテハ従来ノ法律カ効力ヲ存続スル旨施行規則ヲ置ケハ刑法改正ト進行ヲ一ニセストモ差支ナカルヘシ

○花井委員 法案第二十五条ハ第五号ト第六号トヲ除ケハ現行刑法ニテモ処罰スルコトヲ得ヘシ、第六号ノ意味如何【以下 40 頁】

○山岡委員 此ノ点ハ十年案ニ所謂虚偽誇張ノ事項ノ報道ヲ禁止スル規定ト同様ノ趣旨ナリ、新聞ハ事実ヲ報道スルニ努ムルモノナルヲ以テ虚偽又ハ誇大ノ報道ニテモ社会ニ害ナキ場合ハ不問ニ付シ害アラハ禁止ストノ意味ナリ

○花井委員 経済界等ニ於テハ必要ノ事アルヘキモ適當ノ文字ナキヤ否ヤ

○永田委員 前議会ニ於イテモ第六号ノ規定スル虚偽又ハ誇大ノ解釈不明ナリトノ反対意見アリタリ、経済界等ノ情勢ニヨリ必要ナル事モアレハ全然不必要ニハアラサルモ適當ナル文字ヲ案出シテ解釈ヲ明瞭ナラシメタシ、軍事又ハ外交ノ機密ニ関スル事項ニ付新聞記者ノ判断ニノミ一任スレハ法ニ触ル、危険アリ、何等カノ方法ニヨリテ標準ヲ明示スル途ナキヤ【 】

○美濃部委員 禁止規定ト刑罰規定トヲ區別スヘキヤ否ヤハ重要ナル問題ナリ、出版物法案ハ両者ノ範圍ヲ一致セシメアレトモ発売頒布ニ関スル規定ハ多少広汎ニ亘ルモ妨ナキモ刑罰規定ハ其ノ範圍ヲ狭クスヘシ、刑罰ハ社会一般カ認メテ以テ不法ト為スカ如キモノニ對シテハ之ヲ科スヘキモノナレトモ何等社会ノ秩序維持ニ関係ナキ事件ニマテ刑罰ヲ科スルハ失当ナリ、刑罰規定ハ明瞭ナラサルヘカラス、虚偽又ハ誇大ノ事項トカ外交軍事機密ニ関シ帝国ノ利益ヲ害スト云フカ如キ漠然タル規定ニテハ不可ナリ、反之行政処分ニ関スル規定ハ行政訴訟其ノ他適當ノ救済方法ヲ講スルニ於テハ多少漠然タル字句ヲ用ヒテモ大シタ差支ハナカルヘシ

○泉二委員 賛成【以下 41 頁】

○花井委員 刑法系統ニ属スル事項ハ刑法ニ移讓スル事先決問題ニアラスヤ、行政処分ニヨル禁止ニ関スル規定ハ何人ニモ諒解シ得ル様明瞭ニ規定スルコト必要ナリ、名誉ニ関スル規定ヲ現ニ刑法ニ掲クルニ不拘ソレヨリモ遙ニ重要ナル朝憲紊亂等ニ関スル規定ヲ新聞紙法ニ置クコトハ其ノ當ヲ得ス、森戸・田川両氏ノ如キモ刑法ヲ適用スレハ恐ラク無罪ナリシナラム、処罰サレテモ社会的向等本人ノ

名誉ニ影響ナキカ如キ事項ニ付テハ刑罰ヲ科サルカヨシ

○横山委員 刑罰ニ触レヌ程度ノモノヲ行政処分ヲ以テ禁止差押ヲ為ス事ニハ反対ナリ、刑罰ニ処スル程度ノモノナルカ故ニ始メテ禁止処分ニ附スルナリト云ヘハ世間テモ承知スヘシ、寧ロ刑法テ罰スルモノニテモ場合ニヨリテハ【 】行政処分ハナサ、ルカヨシ、政党政治力確立シ何レノ政党ノ内閣ニテモ不公平ノ取締ヲスルモノト誤解セラレ易キ今日ニ於テハ殊ニ然リ、現行法カ此ノ点ニ於テ兩者ノ範圍ヲ一致セシムルハ寧ロ適当ナルヘシ

○花井委員 憲法論トシテ美濃部委員ニ伺ヒ度キハ新聞紙法ニ依ルト刑法ニ依ルトヲ問ハス又犯罪トシテ処罰セラル、場合ニ判決ノ言渡ハ公開セラル、ヲ以テ其ノ判決文ヲ新聞紙ニ掲載スルモ違法トハナラサルモ其ノ内容ハ第二十五条ノ何レカノ号ニ該当スルコトナキヲ保シ難シ、斯ノ如キ場合ニ新聞社ノ徳義心ニ訴ヘテ掲載ヲ差控シムトスルノモ一方法ナルヘキモ既ニ判決ノ公開カ憲法上認メラレタル以上ハ仮令其ノ内容カ公安風俗ヲ害スルモ之ヲ禁止スル事ヲ得サルモノナリヤ、又之ヲ禁止スル規定ヲ設ケテ憲法ノ精神ニ抵触スルモノニアラサルヤ【以下 42 頁】

○山岡委員 實際ニ於テハ判決公示ノ結果害悪アルヘシト思料セラル、時ハ内務司法兩省協議ノ上該部分ヲ掲載セシメサルヤウ取扱ヒ居ルモ法制上ノ根拠ハ明ニアラス、現行法ニテハ包括的ニ禁止規定ヲ設ケアルカ為ニ掲載事項ニシテ苟モ安寧秩序ヲ害スルニ於テハ処分セラル、關係上当局ノ警告モ有効ナレトモ改正法案ノ如ク列記主義ヲ採レハ右ノ如キ便宜処分ハ不可能トナルヘシ、刑罰規定ヲ広クシテ人ヲ処罰スル事ハ適当ニアラス、物ニ不法性アルヲ以テ之ヲ世間ニ流布セシムルヲ欲セサル場合ニハ人ヲ罰スルヨリモ寧ロ其ノ物ヲ処分スルヲ適当ト思料ス

○美濃部委員 法律ニヨリテ公開シタル判決文自体ヲ新聞ニ掲載スル事ヲ禁スルハ憲法ノ規定ニ違反スルト思フ、議院ノ議事ニツイテ憲法第五十二条但書ニヨ【 】リ之ヲ公布シタル議員カ責任ヲ負フハ自己ノ著作トシテ公布シタル場合ニ限ルモノニシテ公開ノ議事全体ニツキ其ノ儘報道スルハ適法ナリト思フ、尚横山委員ノ御説ハ、尤モナレトモ例之風俗壞乱出版物ノ如キ物ノ流布カ有害ナル場合ニ於テハ刑罰ヲ科セスト雖物ニ対シ処分ヲ為シ得ルヤウニスル事アタカモ展覽會等ニ於テ一々犯罪トナラストモ陳列ヲ撤去セシムルト同様ニ必要ナルヘシ、唯現

行法ノ如ク内務大臣ノ権限ニテ自由ニ且終局的ニ之カ禁止ヲナスハ不可ナリ、行政裁判所カ出版裁判所カ何等カノ方法ニヨリテ救済スル制度ヲ設ケ処分ヲ為シ得ル範圍ハ刑罰規定ヨリモ広クスル必要アルヘシ

五、閉会 午後五時

【以下 43 頁】

附録

[第五十二議會提出の出版物法案第二十五条] 第三号 憲法上ノ政治組織ノ大綱ヲ不法ニ变革シ又ハ私有財産制度ヲ否認セムトスル事項

一、立法理由

憲法上ノ政治組織ノ大綱ハ我帝国ニ於ケル統治權行使ノ基本的要素ナレハ円滑ナル統治權ノ行使ヲ期待スルニハ其ノ一ト雖又一日ト雖之ヲ欠クヘカラサルナリ、而シテ是ヲ不法ニ变革セムトスルハ固ヨリ統治權ノ円滑ナル行使ヲ阻害セムトスルノ最モ甚タシキモノタリ、故ニ憲法上ノ政治組織ノ大綱ヲ不法ニ变革セムトスル事項ハ前二号ノ事項ニ次キテ嚴重之ヲ取締ル必要アルヤ論ナカルヘシ

又私有財産制度ハ實ニ現在ニ於ケル人類ノ社会的經濟的生活ノ根基ヲ為スモノニシテ總テノ經濟活動ハ此ノ制度ノ存在スルコトニ依リテ行ハレ【 】又凡ユル物質的社会ノ進歩ハ此ノ活動ヲ俟チテ始メテ是ヲ期待スルコトヲ得ヘシ、然ルニ近時共產主義者等ノ漸次増加スルニ伴ヒ輕々シク此ノ制度ヲ否認シ破壊セムコトヲ企ツル者アルニ至リ政府ハ先ニ治安維持法ヲ制定シテ是カ否認ヲ目的トシテ結社ヲナシ又ハナサムトスル者ヲ取締ルトコロアタルカ又本法案ニ於テモ特ニ本号ノ後段ヲ設ケテ右ノ如キ不法ナル思想ヲ宣傳セムトスル文書図画ヲ嚴重取締ルコト、ナシタリ

二、意義

A、憲法上ノ政治組織ノ大綱ノ意義

憲法上ノ政治組織ノ大綱トハ我国ノ政治組織ノ基本的要素タル事項ニシテ憲法典ヲ以テ定メラレタルモノヲ謂ヒ從來朝憲若ハ国憲ト称シタルト略々同一意味ナリ、唯国體ノ觀念ヲ包含セサル点ニ於テ朝憲若ハ国憲ト異ナル

イ、「憲法上ノ」トハ憲法ヲ以テ定メタルノ意味ニシテ茲ニ所謂憲法トハ固ヨ【以下 44 頁】リ憲法典ヲ指スモノナリ

ロ. 政治組織トハ統治権行使ノ為ニ存スル一体ノ仕組ミノ意ニシテ統治権ノ行使ニ付テハ各種ノ方法形式アリ、相互ニ相関連シテ相對立シテ自ラ一体ノ仕組ヲ形成シ統治権者タル天皇ハ即チ此ノ仕組ニ依リテ其ノ統治権ヲ行使シ給フナリ

ハ. 大綱トハ根本若ハ基本ト謂フニ同シク基本の要素ト謂ヘハ更ニ了解シ易シ、我国ノ政治組織ノ基本の要素ハ總テ憲法ノ条章ヲ以テ規定セラレタリ

ニ. 本号ニ於テ予定シタル事項ハ凡ソ次ノ如シ

先ス第一ニ三権分立ノ精神ニ則リ設ケラレタル制度即チ兩院ヲ以テ組織スル議會制度、司法制度、所謂大権事項ノ三者ヲ挙クヘク尚憲法典改正ノ発案権ノ所在モ是ニ入ルヘク納税義務ハ国家ノ財政ノ基本ヲ為スモ【 】ノナルカ故ニ、又兵役義務ハ国家ノ軍政ノ基本ヲ為スモノナルカ故ニ何レモ是ニ入り自由権ノ制度モ是ニ入り枢密院顧問ノ制度モ統治権行使ノ諮詢機関トシテ重要欠クヘカラサルモノナルカ故ニ亦当然我国ノ政治組織ノ基本ノ一ナリ

ホ. 會計検査院及行政裁判所ハ如何ノ問題アリ憲法ヲ以テ規定シタル重要ナル制度ナリト雖會計検査院又ハ行政裁判所ナケレハ現在ノ政治カ其ノ運用ヲ失フニ至ルヘシトハ考慮セラレス、即チ是ハ政治組織ノ基本の要素ニアラサルナリ

B. 不法ニ变革セムトスル事項ノ意義

イ. 不法ニトハ

变革ノ手段方法カ違法ナルカ又ハ变革ノ目的カ違法ナルコトノ謂ナリ、故ニ变革ノ手段方法其レ自体カ不法ナル場合ハ勿論其ノ变革ニ付テハ【以下 45 頁】事物ノ性質上合法手段ノ存在ヲ觀念上認め得サルモノニアリテハ假令外見上合法手段ニ依ルコトヲ表示シ又ハ何等手段ヲ表示セサルトキト雖苟モ敢テ变革セムトスル凡ユル場合ハ等シク本号ニ所謂「不法ニ」ノ觀念ニ包含セラル、モノトス、換言スレハ或ル事項ヲ変更セムトスル場合ニシテ其ノ変更自体カ今日ノ法制上根本ニ於テ認容スヘカラストサル場合ハ其ノ手段方法ノ如何ヲ問フス總テ之ヲ不法ニ变革セムトスルモノト云ウヘキナリ、例ヘハ憲法改正ノ発案権ノ所在又ハ所謂大権事項中或ルモノ（立法権、兵馬統帥権ノ如シ）ノ如キハ正ニ之ニ該当スルモノト云フヘシ

ロ. 变革トハ

破壊、革命ハ勿論其ノ他總テ原状ニ大変更ヲ加フルコトヲ謂ヒ急激若ハ大々のニ實在ノ形ト異リタル結果ニ変更スルコトナリ、但シ必スシモ【 】其ノ結果代リ

ト為 [ママ] ルヘキモノヲ明示スルヲ要セス、從テ次ニ私有財産制度ニ付テ述フル所ノ否認ノ如キハ当然右ノ変革ニ包含セラルヘキモノナリ

ハ、貴族院廃止論衆議院廃止論ノ如キハ本号前段ニ該当スルヤノ問題アリ、単ニ廃止ノ必要若ハ其ノ理由ヲ述フルニ止リ敢テ不法手段ニ依リ是ヲ廃止セムトスルモノニ非サル限り本号ニ該当セス、而シテ現在多ク社会ニ行ハル、所ノ貴族院廃止論ノ如キハ単ニ其ノ廃止ノ必要ヲ述フルニ止マリ何等不法手段ニ依ルノ意思ナキヲ常トスルヲ以テ其ノ大部分ハ本号前段ニ該当セサルモノト思料ス

C. 私有財産制度ノ意義

治安維持法ニ謂フ所ト敢テ異ル所ナシ、即チ私人カ財産ニ對シテ自由ナル支配權ヲ有スルコトヲ認ムル制度ヲ謂ヒ所有權ヲ中心トスル觀念ナリ、【以下 46 頁】自由ナル支配權ヲ有スルトキハ私人ハ其ノ欲スル所ニ從ヒ他人ヲ斥ケテ財産ヲ処分スルコトヲ得ルノ謂ナリ、又私有財産制度トハ單一不可分ノ觀念ナリ、蓋シ此ノ制度ハ国民ノ共同生活ニ於ケル財産所有ニ関スル一般の線 [ママ] 合的律則ニシテ單一私人ノ財産所有ニ関スル箇々ノ支配状態ヲ指稱スルモノニ非ス、私有財産制度ハ實ニ現在ニ於ケル社会組織經濟的生活ノ根基ヲ為スモノニシテ總テノ經濟活動ハ此ノ制度ノ存在スルコトニ依リテ行ハレ社会ノ進歩ハ此ノ活動ヲ俟チテ期スルコトヲ得ヘシ

D. 否認セムトスル事項ノ意義

イ. 否認ノ意義

治安維持法ニ所謂否認ト全然同一意義ナリ、即チ根本的ニ廃止シ變更スルコトヲ意味シ是ヲ破滅セムトスル場合ハ勿論其ノ存在ヲ實質的ニ危殆ナラシムル場合ヲモ是ニ包含ス、而シテ其ノ一時的ナルト順次的【 】ナルトハ敢テ之ヲ問フ所ナシト雖永キ将来ノ推移ニ從ヒ改良ニ改良ヲ加ヘテ遂ニ全ク現在ノ存在トハ異リタル實在ト為サ、ルヘカラステウ所謂自然推移論ハ是ニ包含セサル意味ニ於テ否認ハ常ニ急激ナル根本的變更ヲ意味スルモノト稱スヘキナリ

ロ. 何ヲカ私有財産制度ノ否認ト云フヤ

換言セハ土地国有論、鉄道其ノ他運輸交通機關ノ国有論ノ如キハ本号ノ所謂私有財産制度ノ否認ニ該当スルヤノ問題ナリ、要スルニ其ノ立論ノ趣旨ヲ探求シ其ノ意単ニ社会政策の立論ニ過キサルモノナリヤ、將又是ニ依リテ結局ハ私有財産制度ヲ破滅セシメ又ハ其ノ存在ノ実ヲ失ハシメムトスル行為ノ一顯現若ハ一階梯ト

シテ主張サル、モノナルヤニ依リテ是ヲ決スルノ外ナシ、而シテ彼ノ共產主義者其ノ他ノ社会主義者ノ主張スル自然並ニ生産機関ノ社会有（国有）論ノ如キハ其ノ消【以下 47 頁】費貨財ニ付テハ私有ヲ認メト主張スルモノト雖モ総テ現在ノ私有財産制度ヲ危殆ナラシムルモノト云フヘク本号ニ依リ嚴重取締ルノ要アルモノト解スルナリ

ハ、本号ニ所謂私有財産制度ノ否認トハ右ノ如ク私有財産制度ノ存立ヲ根本的ニ否定シ且ツ急激ニ其ノ廃止ヲ實現セムトスルコトヲ云ウモノナレハ共產主義其ノ他ノ社会主義ノ否認ト雖單ニ是ヲ學問上史実トシテ又ハ學說トシテ記述スルニ止マリ其ノ學說ヲ現實ノ社会ニ當テ嵌メ實現ヲ主張シ又ハ其ノ実行ヲ図ラムトスルモノニアラサレハ是ヲ取締ル限リニアラス

三、昨議會案トノ対照

昨議會案第二十三条第三号ニ於テハ私有財産制度ニ付テモ不法ニ變革セムトスル事項トシテ規定ヲ設ケタルカ今次ノ提案ニ於テ之ヲ改メ憲法上ノ政【 】治組織ノ大綱ハ不法變革、私有財産制度ハ否認ト區別シ是ヲ規定シタルハ私有財産制度ニ付テハ既ニ治安維持法ニ於テ否認ナル文字ヲ用ヒタル事例アリ、而シテ私有財産制度ノ否認ナル觀念ハ当然ニ私有財産制度ノ不法變革ナル觀念ニ包含セラル、モノナリヤ否ヤニ付テハ昨議會以來解釈上多少ノ疑問アリトセラレタル所ナルヲ以テ（註参照）今次ノ提案ニ於テハ本号後段ノ規定ノ趣旨ヲ一層明カニスル意味ニ於テ觀念上不法變革ヨリモ狭ク且ツ意義ノ一層明カナル否認ナル文字ヲ使用スルコトヲ寧ろ適當ナリト思料シタルニ依ル

而シテ右ノ訂正ノ結果、不法手段ニ依リ私有財産制度ノ一部ヲ變革セムトスル事項ハ自然本号ニ包含セラレサルコト、為リタルモ、以テ犯罪ノ煽動ト認メラル、程度ノモノハ当然第二十五条第五号ノ規定ニ依リ嚴重取締リ得ルヲ以テ充分ナリト為シタリ

【以下 48 頁】

（註）

不法變革ト言ヘハ手段ノ不法ナル場合ノミヲ謂フヲ以テ是ヲ私有財産制度ニ付キ云ヘハ私有財産制度ヲ否認スルモ其ノ実行方法カ不法ナラサルキハ其ノ記事ノ掲載ニ對シテハ処分ノ途ナシトノ論アリ、又否認ト云ヘハ其ノ実行方法ノ合法ナ

ルト不法ナルトヲ問ハサルヲ以テ私有財産制度ニ付テ云ヘハ苟モ之ヲ否認スル以上ハ仮令単ニ其ノ学説ヲ記述スルニ過キサル場合ニ於テモ是ヲ取締ルコト、ナリ穩当ナラストノ論モアリ

【49 頁は中扉】

警保委員会第四回特別委員会議事録

【以下 50 頁】

警保委員会第四回特別委員会議事録

一、開会日時 十二月二十八日午後一時三十分

二、開会ノ場所 内務大臣官邸

三、出席委員 小松委員長 花井 横山 泉二 永田 金森 美濃部 山岡ノ各委員

山岡委員中途ヨリ出席

四、議事

○委員長 第六行政処分ニ関スル改正ヲ議題ニスヘシ

○山岡委員 大正六年以降安寧秩序ノ觀念ノ變遷ヲ实例ニ付キ述ヘ(別紙附録[本稿 22 頁] 参照) 記事制限ニ関スル規定ハ可及的包括的ニシテ其ノ運用ヲ正当ナラシムル如キ機関ヲ設クルヤウ考慮スル事カ必要ナラム【 】

○美濃部委員 山岡委員ノ説明ハ或程度迄ハ、尤ナルモ結局政府ノ見込ニテ如何様ニモ取締ラル、事トナリ政府ノ見地ヨリスレハ好都合ナラムモ取締ラル、民衆ヨリ見レハ禁止セラル、ヤ否ヤカ不明ニテ不測ノ損害ヲ被ルニ至ルヘシ、或程度マテハ標準ヲ規定スル事カ必要ナルヘシ、今少シク標準ヲ明瞭ニスルノ要ナキヤ

○山岡委員 時ノ政府ノ都合ニ依リ取締ヲ自由ニスルハ不都合ナリ、時勢ノ進運ニ応シテ変化シ得ル様ニ法文ヲ書ク事カ必要ナリトハ信スルモ必スシモ現行法ノ規定ヲ以テ適當ナリトナスニハアラス、時ノ政府カ自由ニスルヲ得サル為ニハ相当ノ施設ヲ要スヘシ、単純ナル行政処分ヲ以テ禁止ヲ決定スル事ハ必スシモ適當ニアラス、政府ノ自由ニ左右スル事ヲ得サル相当【以下 51 頁】 持続的ノ機関ヲ設置シ社会ノ秩序善良ノ風俗ノ維持ト云フ点ノミヨリ取締ヲ為スコトヲ考慮スルコト必要ナリ、司法裁判所ノ管轄ニ移シ行政当局ヲシテハ仮処分ヲ為サシムトノ説

ニツイテハ嘗テ私見ヲ述ヘタルコトアリ、徒ニ法文ヲ嚴重ニ規定シテモ時ノ政府カ自由ニ之ヲ解釈スルコトトナラハ却テ改悪トナルヘシ、此ノ点充分ニ考慮ヲ煩シ度

○美濃部委員 内務大臣カ法律ノ制限内ナルニ不拘特ニ事項ヲ指示シテ掲載禁止ヲ命スルコトハ現ニ行ハレ居ルトコロナルモ之ハ大ニ考慮スヘキ問題ナリ、政府ノ認定ニヨリテ掲載禁止ヲ為シ得ル権能ハ之ヲ廃止スヘシ、萬已ムヲ得サルトキハ犯罪捜査ノ為ニスル検事ノ差止権ハ全廃スルヲ得サルヘキモ内務大臣ノ制限権ハ是非撤廃シタシ

○永田委員 【 】 政府カ差止ヲ為ス如キ事態ハ屢々発生スルモノナリヤ

○山岡委員 今日マテノ實際ハ掲載セラルレハ禁止セラルヘキ事項ニ付予メ戒告シ新聞社ノ便宜ノ為ニナスモノナリ、一度禁止セラル、トキハ重大ナル経済的ノ影響ヲ被ルヘキヲ以テ之ヲ防禦スル為ニナス便宜処分ナリ、其ノ数ハ極メテ少シ、銀行恐慌問題其ノ他一、二ノ事件アルモ著シキモノハナシ、銀行恐慌トカ米騒動トカノ如キ場合ハ禁止セサレハ大ナル影響アルヘキモ其ノ他ノモノナラハ強テ戒告セストモ印刷後処分シテモ差支ナカルヘシ、法案カ内務大臣ノ差止権ニ付特ニ規定ヲ設ケタルハ第二十五条ニ於テ列記主義ヲ採用シタルカ為ニシテ現行法ハ列記主義ヲ採ラサルヲ以テ内務大臣ノ指定権ニ関シ特ニ規定スル必要ハナシ、掲載制限ニツキ列記主義ヲ採ラサルトキハ内務大臣ノ差止権ニ関シ規定スル必要ハナカラム【以下 52 頁】

○花井委員 予メ戒告ヲ為スコトニ関シテハ現在ハ法律ニ何等ノ規定ナキモ事実上之ヲ行フ慣例ナリヤ

○山岡委員 法文ニハ規定ナキモ事実上ノ便宜措置トシテ之ヲ行フ

○花井委員 行政処分ノ目的ハ記事ニ依リテ社会ニ害悪ヲ及ホスヲ防クヲ以テ根本ノ原則トシ之以外ニハ之ヲ為スヲ得サルヘキモノナレトモ誤解ニ出スルコトモアルヘク政治上ノ理由ニ依リテ権力ヲ適用スルコトモ在ルヘキヲ以テ之ニ対シ行政訴訟ヲ許シ又ハ国家カ損害ノ賠償ヲナスコト、セハ行政処分ノ濫用ヲ防止スルコトヲ得ヘシ、行政処分ヲ許ス以上ハ之ニ対スル損害賠償ノ途ヲ講スルコト必要ナリ、此ノ趣旨ニ議一決スレハ政府ハ法【 】 文ニ記スモ差支ナキヤ

○山岡委員 一般ニ行政処分カ不法又ハ不当ト認メラル、場合ニ之ニ対シ行政訴訟ヤ損害賠償ヲ認ムルコトハ今日適当ナラサルヘキモ特殊ノ場合特殊ノ問題ニ付

キテハ充分考慮スル価値アルヘシ、法第二十八条違反ニツイテモ単ニ内務大臣ノ指示ニ違反シタリヤ否ヤノ点ノミナラス果シテ治安維持上重大ナル影響アル事項ナリヤ否ヤマテモ裁判所ヲシテ考慮セシムルスレハ損害ハ輕減セラルヘシ

○花井委員 無罪トナレハ国家ノ処分カ不当トナサル、モノナルヲ以テ国家カ損害ノ賠償ヲ為スハ当然ニアラスヤ

○山岡委員 【以下 53 頁】司法処分ニ対スルト同様ニ多少ハ之ト趣ヲ異ニスヘキモ禁止ノ必要ナキ事カ明瞭ニ判示セラレタル場合ニハ賠償ヲ認ムルハ当然ナルヘシ、兩者歩調ヲ一ニシタシ

○花井委員 犯罪トナラサル程度ノモノニテモ尚治安維持上影響アリトシテ禁止セラレタルモノニ付テハ司法裁判ノ結果ト同一ニ論スルヲ得サルヘシ、行政訴訟ニテ内務大臣カ敗訴シタル場合ニ於テモ亦国家カ賠償スルハ当然ト思フカ此ノ点ニツキ行政裁判ト司法裁判トニ區別アリヤ否ヤ

○山岡委員 結局ニ於テハ區別スヘキモノニハアラサルヘシ、此ノ事項ヲ限テ賠償ノ規定ヲ置クコトハ相当考慮ヲ要スヘキトコロナルヘキモ根本トシテハ行政訴訟ヲ許スコトカ適当ナリヤ否ヤニ付テハ必スシモ賛成セス【 】

○花井委員 説明書ニ「行政訴訟ヲ許セハ出版警察ノ機能ニ害スル虞ナキヤ否ヤ」トアルハ如何ナル意ナリヤ

○山岡委員 損害賠償ノ途アラハ行政訴訟ヲ許スモ実益アルヘキモ之ヲ認メサル以上ハ感情的ニ内務大臣カ不当処分ヲ為シタリト云フニスキス、行政訴訟ニヨリテ何等ノ利益ヲ得サルニ不拘内務大臣ノ処分カ權威ナキヤウナル感ヲ生スルコトニナルヘキカ国家ノ制度トシテ無益ナルコトヲ許スハ如何ノモノナリヤ

○花井委員 損害賠償ヲ認ムレハ有効ナルモ之ヲ認メサルニ於テハ無益ナルヘシトノ御意見ナルカ、仮令損害賠償ヲ認メスト雖内務大臣ノ処分ヲ否トスル判【以下 54 頁】決アラハ内務大臣ノ責任ヲ問ウコト、ナルヲ以テ物質上ノ損害賠償ナクトモ道德的政治的ニ責任ヲ負ウコト、ナルヲ以テ却テ効果アルヘシ、爾後ノ当局者ニ対スル拘束トモナリテ訴訟ヲ否定スヘキ理由ナシ

○山岡委員 内務大臣ノ処分カ行政処分ニヨリテ取消サル、トキハ政治道德上重大ナル影響アルコトハ確カナリ、行政裁判制度ハ自然ニ拡張セラレ各般ノ行政処分ニツキ之ヲ認ムルコト、ナルヘキヲ以テ大臣ノ処分ニハ多少ノ非違アルコトハ免レサルヲ認ムル結果トナリ從テ小ナル誤アルトモ大臣ノ責任ヲ問フコト、ハナ

ラサルヘシ、大事ニツキ行政裁判ニヨリテ取消サレタルトキハ大臣カ責任ヲ負フ事ハ勿論ナリ、行政裁判ヲ許スヤ否ヤハ行政処分ノ權威ヲ保持スル必要ト訴訟ヲ許サ、ルコトニヨリテ生スヘキ不利益トヲ比較シタル結果決定スヘキモノナルヘシ、警察ハ他ノ行政処【 】分ト異リ權威ヲ保持スルコトカ必要ナリ、行政訴訟ヲ認ムル結果警察ハ非違ヲ行フモノナリトセラル、コトニナレハ職務ヲ執行スルコトハ不可能トナル、行政訴訟ノ現況ヨリスレハ警察一般ニツキ訴訟ヲ許スコトハ今日尚適当ナラサルヘシ

○美濃部委員 問題ヲ分ケテ三トナス、第一ハ内務大臣ノ掲載禁止権ヲ認ムルヤ否ヤ、之ハ是非共撤廃シタシ、強テ之ヲ認ムルナラハ現在便宜処分シテ行ヒ居ル如ク注意ヲ為ス程度ニ止ムヘク法律ヲ以テ差止権ヲ認ムルコトハ不可ナリ、第二ハ内務大臣ノ発売頒布禁止権ヲ少クトモ仮処分シテハ認ムル必要アルハ異論ナキトコロナラムモ如何ナル場合ニ之ヲ認ムルヤノ標準ハ之ヲ包括的ニ定ムルカ列記的ニ定ムルカ現行法ヨリハ限定的トナシ多少広キ範囲ニテモ限定的トシタシ、第三ハ行政訴訟ヲ許スヤ否ヤ、今【以下 55 頁】日ノ行政裁判ニテハ不適當ナルヲ以テ特別裁判所ヲ設置シ内務大臣ノ仮処分ヲ設置 [ママ] セシムルカ最適當ナルヘシ、司法裁判所ヲシテ行ハシムルハ不可ナリ

○花井委員 予告ニツキ今一度承り度シ

○美濃部委員 現在ニテハ予告ハ単ナル便宜処分ニシテ之ニ応セサル際ト雖何等法律上ノ義務違反トナルモノニアラス、現在ノ制度ノマ、ニ之ヲ認ムルニ於テハ行政訴訟ノ問題ハ発生セス

○花井委員 之ヲ法文上明定スヘキヤ

○美濃部委員 【 】法文ニ書キ現ス必要ハナシ

○花井委員 立法ニヨリ明文ヲ以テ規定スレハカヲ生ス、法ニ規定ナケレハ当局者ハ之ヲ行ウヘキ義務ナキコト、ナル、法文ニ表現スルコトニツキ何等カノ害アリヤ

○美濃部委員 之ヲ法文ニ認ムレハ事実其ノ儘ヲ報道スルコトヲモ禁止スル権限ヲ内務大臣ニ付与スルコト、ナルヘシ、事実ヲ其ノ儘報道スルコトヲ禁止スルハ軍事外交ニ限り内政ニツイテハ事実ニツキ人民ヲ盲目ニスル権限ヲ内務大臣ニ与フヘキモノニアラス

○花井委員 美濃部委員説ノ第二点ニツキ現行法以下ニ縮ムルトハ列記主義ノ意

ナリ【以下 56 頁】ヤ列記スルトセハ如何ナル事項ヲ列記スヘキヤ

- 美濃部委員 確定的意見ナシ、可成狭クシタシ
- 花井委員 第三点ニツキ行政官庁ノ仮処分ノ当否ヲ審査スルタメニ出版法院ヲ認ムルトノ意見ナルカ、行政裁判ニ附スルハ不都合ナリヤ
- 美濃部委員 行政裁判所ノ権限トスルトキハ審議ニ多大ノ時間ヲ要スル虞アルコト、出版物ノ内容ノ可否ヲ論スルニ付テハ文芸方面ノ専門家ヲ加ヘル事ノ必要アルコト等カ其ノ理由ナルカ主トシテ時間ノ関係ナリ
- 花井委員 禁止ハ一年平均何件程ノ件数アリヤ【 】
- 土屋委員 新聞紙ト其ノ他ノ出版物ト合計一年一千七八百件アリ、但シ同一事項ニテモ時ト場所トヲ異ニスルトキハ各一件トシテ計算スルヲ以テ実数ハ右ノ数字ヨリモ減少スルコト、思フ
- 花井委員 禁止ハ件数相当多キヲ以テ時ノ点ニ於テ出版法院ヲ設クルモ果シテ迅速ニ進行スルヤ否ヤ之カ設置ニ関スル経費ノ点ハ如何、寧ロ行政裁判所ノ所管トシテハ如何
- 花井委員 検事ノ差止ノ効果及弊害如何
- 泉二委員 弊害アルコトハ聞カス、効果ノ有無ハ見方ニモヨルヘク一概ニ言明シ難【以下 57 頁】シ、新聞ニ掲載サレタル為却テ利益トナルコト所謂サードデクリーノ検査法ノ如キコトモアレト司法省トシテハ大事ヲ取ツテ差止ヲナス実例トシテハ不敬事件多シ、其ノ他ニハ大正十五年ノ京都ノ学生事件、長野騷擾事件、福岡連隊事件、徳川邸放火事件等影響重大ト認ムル場合ニ限り之ヲナシ居レリ
- 美濃部委員 検事ノ記事差止ハ捜査ノ為ヨリハ治安維持等政治上ノ目的ノ為ニ行ワルルコト多シト思フカ如何、犯罪捜査ノ為与ヘラレタル権限ヲ一般治安維持ノ為ニ差止ムルハ職權ノ乱用ニアラスヤ
- 泉二委員 差止カ治安維持ニ及フハ法ノ運用上当然ノコトナルヘシ、事実ノ伝染模倣ヲ防止スルヲカムルハ当然ナルヘシ【 】
- 美濃部委員 他人ノ名義ヲ以テ其ノ人ノ作成セサル文章ヲ発表スル場合ニ於テハ如何ニ之ヲ処分スルヲ得ルヤ
- 泉二委員 少クトモ刑法第六十七条ノ署名偽造ヲ構成スヘシ
- 花井委員 試ミニ検事ノ記事差止廃止ノ提案ヲ為スヘシ、又二十一日会提出ノ意見中掲載禁止事項ニツキ省議ヲ決定セルコトアリヤ

○土屋幹事 未夕省議ニ決定セス、出版法ニ関スル省議決定ハ前議會ニ提案セン
法案ノミナリ

○委員長 閉会宣告 次回ハ一月十一日トス

[五、閉会の時 午後四時]

【以下 58 頁】

附録

「安寧秩序ヲ紊ス」ナル觀念ノ變遷

「安寧秩序ヲ紊ス」ナル語カ弾力性ヲ有スルカ為ニ社会事情ノ變遷ニ応シテ一々法律ノ改正ヲ要スルコトナク適當ニ取締ヲ為スコトヲ得ヘキコトハ既往十ヶ年間ノ実例ヲ見ルモ其ノ一端ヲ知ルコトヲ得ヘシ、大正六年以前ニ就テハ依ルヘキ資料ナキヲ以テ一々説明スルヲ得スト雖當時ト今日トノ社会事情ノ相違ハヨリ一層甚シキモノアルヲ以テ安寧秩序ノ觀念ニツイテモ亦今日ト著シキ相違アルヘキヲ推察スルニ難カラス、皇室ノ尊嚴国体ノ尊重等ノ觀念ニツイテハ時ヲ異ニスト雖敢テ変化アルヘキニアラスト雖シカモ大正六、七年當時ト於テハ「專制政治ニ都合ノヨイ道德ノ下ニ立憲政治ノ美果ヲ求ムルハ木ニ寄ツテ魚ヲ求ムルカ如シ」(大正七年七月青年所載林莊夜話)ナル記事カ皇室国体ノ尊嚴ヲ傷クトノ意ニテ禁止セラレアリ、現在法律制度カ有産階級ノ利【 】益ノ為ノミノ制度ナリトノ説ハ今日勞農党一派カ無産者新聞ヲハシメ不絶筆ニスルトコロニシテ一々禁止処分ニ附セ居ラレスト雖大正十年ニハ「憲法ハプロレタリアノ為ニハ空文ニシテ反古同様ナリ、法律ハスヘテ特権階級ノ保護ノミ、議員ハ財閥ニ頭ヲ下ケ罰則ノ適用ハブルジョアニ寛ニシテプロレタリアニ酷ナリ」ナル意ノ記事ニシテ禁止セラレタルモノアリ(十年七月民権新聞所載自由カ死力)

時ノ政府ニ対スル単ナル政治的攻撃ハ今日ニ於テハ甚シキニアラサル限り多クハ不問ニ附セラレ居ルモ大正八、九年當時迄ハ政府又ハ閣僚ヲ攻撃シテ禁止セラレタルモノ少ナカラス、例是七年八月大阪朝日新聞ハ「公債深憂」ト題スル投書ニ「寺内内閣ニ対シテハ民意離反シ政府ニ対スル怨嗟ノ声ハ巷ニ滿ツ」ナル意味ノ記事ヲ掲ケタルニ依リ、又同年六月ノ国民新聞ハ一大帝國ナル雑誌ノ軍閥打破号ノ広告ヲ掲載シタルニ依リ禁止セラレタリ、今日ヨリ見テ政治的【以下 59 頁】ノ記事禁止ニシテ隔世ノ感アルハ普選要求ニ関スル記事カ大正十一年當時迄屢々

禁止セラレタルコトナリ、例之七年二月ニハ「普選運動ノ為示威運動ヲ起セ」ナル意味ノビラカ禁止セラレ、八年十二月六日ノ国民新聞ハ黒須龍太郎ノ普通選挙実行論カ「普選実現ノ手段トシテハ暴力モ総同盟罷業モ請願モ不可ナリ示威運動ト新聞ノ連合運動ノ外ナシ、大同団結シテ之ニ当レ」ナル趣旨ノ記事ヲ掲載シテ禁止セラレ十一月二月ノやまと新聞ハ普選問題演説会ニツキ「多数ノ取締警察官ニ対シ民衆カ怒罵シタル」旨ノ記事ヲ掲載シテ禁止セラレタリ

最モ変遷ノ著シキモノアルヲ認メラル、ハ社会主義共産主義等現在ノ経済社会組織ニ対スル批判攻撃ノ言論ニ対スル取締ナリ、現在ニ於テハ社会主義ノ理論ニ関スル出版物ハマルクス資本論ヲ始メレーニン其ノ他ノ共産主義者ノ著作物ニ至ルマテ殆ント不問ニ附セラレ唯単ナル理論ノ範圍ヲ脱シテ矯激ナル言辞ヲ用ヒ革命ノ実行ヲ煽動スル嫌アルモノノミ行政処分ニ付セラル、【 】ニ過キササルモ大正六年当時ニ於テハ唯物史観概説(六年一月堺利彦著)、欧州社会党ノ現状(六年月[ママ]安部磯雄著)等単ナル理論又ハ解説モギルドソシアリズムノ説明(九年三月久留弘三著賃銀奴隷ノ解放)サンヂカリズムノ解説(八年五月倫理講演集政治的サンヂカリズム)モリス・ベラミ等ノユートピアノ説明(九年三月堺利彦訳理想郷)ノ如キ単ナル紹介ニ止マルモノモ禁止セラレタリ、

社会主義的主張ノ内容ヨリ見レハ「現代資本主義経済組織ハ産業組織ノ発達ノ結果タル階級ノ対立ヲ基礎トスルモノナルヲ以テ資本家階級ノ労働者階級ニ対スル压迫搾取ヲ廃止シ資本主義制度ヲ改革スルノ必要アリ」(七年四月新社会所載堺利彦論文)トノ趣旨ノ記事「社会ノ富ハ労働者ノ生産シタルモノナリ、資本家カ之ヲ掠奪専有スルハ不都合ナリ」(九年九月日本労働新聞所載一人ト六万人)トノ記事「第二維新ハ労働者階級ノ政権獲得ナルヘシ、流血ノ惨事ナク平和的ニ之ヲ解決セムト欲セハ普選ヲ実施シ事業ノ共同管理ヲ実行シ勞【以下60頁】働者ノ地位ヲ認メサルヘカラス」(八年七月新社会所載堺利彦論文)トノ趣旨ノ記事等何レモ禁止セラレ居ルモ今日は等ハ社会主義的主張ノ寧ロ右翼ニ属ス、生産資本ノ私有独占ハ不都合ナリトノ主張ノミニテハ今日ハ之ヲ不問ニ附シ居レルモ大正八年四月不平所載社会主義ノ真相ト題スル記事ハ「社会主義ノ真相ハ生産機関ノ公有ト社会的収入ヲ公有スルニアリ、私有財産ハ之ヲ全然禁絶スルニアラスト雖生産資本ノ私有ハ不可ナリ」トノ所謂集産主義の内容ニヨリ禁止セラレタリ、社会運動ニ関スル記述モ亦今日ニ於テハ不問ニナリ居ル程度ノモノニシテ禁止セラ

レタルモノ多シ、例ヘハ一切社会主義者ノ団結ヲ作ラムトスル社会主義同盟設立計画ノ引札（九年十二月）各国ニ於ケル社会運動ノ状況ト我国ニ於ケル言論ノ自由ニ対スル圧迫ノ甚シキコトヲ述ヘ同志ノ結合ヲ促シタル社会主義同盟大会ノ宣言（十三年四月）試ミニ社会主義者ヲ衆議院ニ送ル意ナキヤトノ堺利彦ノ立候補宣言（六年二月）連合軍ノ反革命【 】軍援助政策ハ却テ社会主義革命党及メンシヴィキヲシテボルシエヴィキト提携セシムルニ至リタリトノニュース（九年八月一日大阪毎日新聞）甚タシキニ至リテハ自由社会ノ理想社会主義ト無政府主義等ノ演題ト弁士ノ氏名ノミヲ掲ケタル演説会ノビラ（十年三月）等何レモ禁止セラレ居ルモ今日ニテハ不問ニ附セラルヘキ程度ナリ

労働運動ニ関シテハ労働組合ノ組織ヲ奨励シテ禁止セラレタルモノ多シ、例ヘハ八年六月労働新聞ハ労働組合ノ組織ヲ勧誘シ今ノ内ニ穩健ナルモノヲ認めサレハ将来ハ危険ナル組合カ発生スヘシト論シテ禁止セラレ七年三月徳島毎日新聞ハ労働組合ヲ組織シテ罷業資金ヲ積立ツヘシト論シテ禁止セラレ十三年五月労働総同盟綱領ハ労働組合ニ加入ヲ勧誘シテ禁止セラレタリ、小作人組合ニツキテモ同様ノ事実アリ（十年十二月中越小作人組合案）労働者カ産業ノ中心ナリトノ主張労働者ノ産業管理等ノ主張ノ為ニ禁止セラレタルモノ【以下 61 頁】モ亦少ラス「労働者ハスヘテノ生産ノ根原ナリ、労働者ノ考ニテ資本家ハ如何様ニモナル」（八年七月賀川豊彦著労働者崇拜論）ナル趣旨ノ記事「農民ノ労働種族ナルコト被搾取階級ナルコトヲ自覚シ団結ニヨリテ働カサルモノハ食フヘカラスナル標語ヲ実現セム」（十一年一月日本農民総同盟宣言）ナル趣旨ノ記事等皆然リ、同盟罷業ニ関シテハ「同盟罷業ハ資本金ニ対抗スル絶好ノ武器ナリ」トノ趣旨ノ記事サボタージュノ実行方法ヲ解説シ実例ヲ紹介シタル記事（八年九月改造所載労働運動ノ戦術トシテノサボタージュ）等禁止セラル、尚今日ニ於テハ工場ノ罷業ニ関スルビラ等ニシテ単ナル工場ノ攻撃ヲ為スニ過キササルモノハ是ヲ不問ニ附シ居ルモ例是十一年三月ノ横浜ドツク罷業ニ於ケル「会社カ屈服スルマテハ一切ノ困難ヲ排除シテ争議ヲ継続セヨ全国ヨリノ応援アリ」トノ趣旨ノビラ同年十一月三田土ゴム会社罷業團ノ発シタル応援ヲ求ムル如キビラハ禁止セラレタリ【 】

メーデー宣伝ビラノ禁止セラレタルモノアリ「労働問題ノ右傾スヘキカ左傾スヘキカヲ問カムトスル者ハ来レ、日本労働新聞ハ無産階級ノ解放ト自由トノ為ニ叫フ、全然血ヲ以テ彩ラレタル新聞ナリ」トノ広告ビラ（九年九月）ノ禁止セラ

レタルモノアリ

右ノ外安寧秩序ヲ紊スモノトシテハ軍事外交ノ機密国交上有害ナル事項、犯罪ヲ煽動スル事項、殖民地統治上有害ナル事項等アルモ事物ノ性質上社会事情ノ変遷ニ応シテ変化スルコトナシ (つづく)

(本稿は、2015年度東京経済大学個人研究助成費(15-15)の助成を受けて実施した研究成果の一部である。)